

昭和四十八年法律第百十七号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 新規化学物質に関する審査及び規制（第三条—第七条）
第五章 一般化学物質等に関する措置（第八条・第八条の二）
第四章 優先評価化学物質に関する措置（第九条—第十二条）
第五章 第一種特定化学物質に関する規制等（第十三条）
第六章 第二種特定化学物質に関する規制（第十五条—第十七条）
第七章 雜則（第三十八条—第五十六条）
第八章 責則（第五十七条—第六十三条）
附則 第一章 総則（目的）

イ 及びロに該当するものであること。
 イ 自然的作用による化学的変化を生じにくいものであり、かつ、生物の体内に蓄積されやすいものであること。
 ロ 次のいずれかに該当するものであること。
 (1) 繼続的に摂取される場合には、人の健康を損なうおそれがあるものであること。
 (2) 繼続的に摂取される場合には、高次捕食動物（生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には、人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動物をいう。以下同じ。）に該当する動物のうち、食物連鎖を通じてイに該当する化学物質を最もその体内に蓄積しやすい状況にあるものをいう。以下同じ。）の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがあるものであること。
 二 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）が前号イ及びロに該当するものであること。
 この法律において「第二種特定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する性状及びその製造、輸入、使用等の状況からみて相当広範な地域の環境において当該化学物質が相当程度残留しているか、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれるものを見たう。

イ この法律において「優先評価化学物質」とは、その化学物質に関する得られている知見からみて、当該化学物質が第三項各号のいずれにも該当しないことが明らかであると認められず、かつ、その知見及びその製造、輸入等の状況からみて、当該化学物質が環境において相当程度残留しているか、又はその状況に至る見込みがあると認められる化学物質であつて、当該化学物質による環境の汚染により人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないと認められないものであるため、その性状に関する情報を収集し、及びその使用等の状況を把握することにより、そのおそれがあるものであるかどうかについての評価を優先的に行う必要があると認められる化学物質として厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定するものをいう。

二 イ又はロのいずれかに該当するものであること。
 イ 繼続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがあるもの（前項第一号に該当するものを除く。）であること。
 ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。
 ロ 又はロのいずれかに該当するものであること。
 二 イ又はロのいずれかに該当するものであることを。

三 第二種特定化学物質 第二章 優先評価化学物質（第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により指定を取り消されたものを含む。）
 五 附則第二条第四項の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）
 六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）

三 第二種特定化学物質 第二章 優先評価化学物質（第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により指定を取り消されたものを含む。）
 四 優先評価化学物質（第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により指定を取り消されたものを含む。）
 五 附則第二条第四項の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条第一項に規定する既存化学物質名簿に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）
 六 附則第四条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が公示した同条に規定する表に記載されている化学物質（前各号に掲げるものを除く。）
 七 この法律において「一般化学物質」とは、次に掲げる化学物質（優先評価化学物質、監視化學物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化學物質を除く。）をいう。
 八 一 前項第一号、第五号又は第六号に掲げる化學物質
 二 第十一条（第二号ニに係る部分に限る。）の規定により優先評価化学物質の指定を取り消された化學物質
 三 この法律において「特定一般化学物質」とは、一般化学物質のうち、次の各号のいずれかに該当する化學物質をいう。
 一 イ又はロのいずれかに該当するものであること。
 イ 繼続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるものであること。
 ロ 当該化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質（元素を含む。）がイに該当するもの（自然的作用による化学的変化を生じにくいものに限る。）であること。
 ロ 又はロのいずれかに該当するものであることを。

二 第一种特定化学物質

規化学物質の名称を公示しなければならない。ただし、第二条第五項の規定による指定をされたものについては、この限りでない。

6 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四項の規定による通知をしたときは、前項の規定による公示の際、併せて第四項の判定の結果を公示しなければならない。

7 第一項、第二項及び第四項の判定を行うために必要な試験の項目その他の技術的な事項は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定められる。

8 前項の命令を定めるに当たっては、化学物質の安全性の評価に関する試験の项目的設定についての国際的動向その他化学物質の安全性の評価についての技術上の基準に関する動向に十分配慮するよう努めなければならない。

(製造予定数量等が一定の数量以下である場合における審査の特例等)

第五条 第三条第一項の届出をしようとする者

で、一の年度におけるその届出に係る新規化学物質の製造予定数量又は輸入予定数量が第四項第一号の政令で定める数量以下であるものは、その届出に際し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知を受けた者は、必要があると認められた場合のほか、第四項の確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

二 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項各号のいずれかに該当するもの

三 前項各号のいずれかに該当するかどうか明らかなもの

四 第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、毎年、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

五 第二項又は第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当するものである旨の通知を行なったとき、第四項の申出に係る新規化学物質の製造若しくは輸入が同項各号に該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

六 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第六号に該当するものは、前項各号に該当するかを判定する。

7 第一項、第二項及び第四項の判定を行なつた者に通知しなければならない。

8 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

9 前項第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は第三項第五項(前条第九項において読み替えるものとする)とあるのは、「第五条第八項」と読み替える。

二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)が前号に該当するものであること。

口 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかでないものであること。

イ 自然的作用による化学的変化を生じにくく、生物の体内に蓄積されやすいものでないこと。

ロ 前条第一項第二号から第四号までに該当するかどうか明らかなものであること。

二 当該新規化学物質が自然的作用による化学的変化を生じやすいものである場合には、自然的作用による化学的変化により生成する化学物質(元素を含む)が前号に該当するものであること。

厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の申出があつた場合において、前条第一項の判定に際してその申出に係る新規化学物質が同項第六号に該当すると認めるときは、同一項目の規定にかかる場合において、前条第六号は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定が同項第六号に該当する日から三月以内に、前条第一項第六号を受理した日から三月以内に、前条第一項第六号

に該当する旨の判定を行うことに代えて、その申出に係る新規化学物質について既に得られたものについては、この限りでない。

三 前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果を前項の申出をした者に通知しなければならない。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 前項各号のいずれかに該当するもの

二 前項各号に該当するかどうか明確でないもの

三 前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

四 第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要があると認められた場合は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

五 第二項又は第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当する旨の通知を受けた者は、毎年、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

六 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第六号に該当するものは、前項各号に該当するかを判定する。

七 第一項、第二項及び第四項の判定を行なつた者に通知しなければならない。

八 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

九 前項第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は第三項第五項(前条第九項において読み替えるものとする)とあるのは、「第五条第八項」と読み替える。

一 第四項の確認を受けた者が不正の手段によりその確認を受けたとき。

二 第四項の確認を受けた者が、その確認に係る数量を超えてその確認に係る新規化学物質を製造し、又は輸入していると認めるとき。

三 前号に掲げる場合のほか、第四項の確認に係る新規化学物質による環境の汚染が生じて、人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがあると認めるとき。

四 第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要があると認められた場合は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

五 第二項又は第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当する旨の通知を受けた者は、毎年、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

六 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第六号に該当するものは、前項各号に該当するかを判定する。

七 第一項、第二項及び第四項の判定を行なつた者に通知しなければならない。

八 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

九 前項第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は第三項第五項(前条第九項において読み替えるものとする)とあるのは、「第五条第八項」と読み替える。

一 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入が第三条第一項各号のいずれかに該当するとき。

二 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入について前条第四項の規定による確認を受けた場合(同条第六項の規定によりその確認が取り消された場合を除く)において、その確認に係る数量以下のその新規化学物質を製造し、又は輸入するとき。

三 その届出に係る新規化学物質の製造又は輸入について前条第四項の規定による確認を受けた者に通知しなければならない。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

一 前項各号のいずれかに該当するもの

二 前項各号に該当するかどうか明確でないもの

三 前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

四 第二項又は第三項の規定によりその申出に係る新規化学物質が第二項第一号に該当するものである旨の通知を受けた者は、必要があると認められた場合は、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

五 第二項又は第三項の規定により第一項の申出に係る新規化学物質が第二項第二号に該当する旨の通知を受けた者は、毎年、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に対し、その通知によく係る新規化学物質に関する次項の判定を行なうよう申し出ることができる。

六 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項第六号に該当するものは、前項各号に該当するかを判定する。

七 第一項、第二項及び第四項の判定を行なつた者に通知しなければならない。

八 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項各号のいずれかに該当するかを判定し、その結果をその申出をした者に通知しなければならない。

九 前項第七項及び第八項の規定は第二項の判定に、同条第三項、第七項及び第八項の規定は第三項の判定に、同条第三項から第八項までの規定は第三項第五項(前条第九項において読み替えるものとする)とあるのは、「第五条第八項」と読み替える。

があると認めるに至つたときは、当該監視化学物質の製造又は輸入の事業を営む者（これらの事業を営んでいた者であつて経済産業省令で定めるものを含む。）に対し、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める有害性の調査（当該化学物質が継続的に摂取される場合における人の健康又は高次捕食動物の生息若しくは生育に及ぼす影響についての調査をいう。第三項において同じ。）を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、前項の報告があつたときは、その報告に係る監視化学物質が第二条第二項各号のいずれかに該当するかどうかを判定し、その結果をその報告をした者に通知しなければならない。

3 経済産業大臣は、第一項の規定による指示に係る有害性の調査に必要な費用の関係する事業者間における負担の公平に資するため、特に必要があると認めるときは、当該有害性の調査に要する費用の負担の方法及び割合に関する基準を定めることができる。

（監視化学物質の指定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、監視化学物質が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

一 第一種特定化学物質に指定されたとき。

二 前条第一項の報告その他により得られた知見に基づき、第二条第二項各号に該当しないと認めるに至つたとき。

（情報の提供）

第十六条 監視化学物質の製造の事業を営む者、監視化学物質を使用する者その他の業者として監視化学物質を取り扱う者（以下「監視化学物質取扱事業者」という。）は、監視化学物質を他の事業者に対し譲渡し、又は提供するときは、その譲渡し、又は提供する相手方に対する監視化学物質の名称及びその譲渡し、又は提供するものが監視化学物質である旨の情報を提供するよう努めなければならない。

第二節 第一種特定化学物質に関する規制

（製造の許可）

第十七条 第一種特定化学物質の製造の事業を営もうとする者は、第一種特定化学物質及び事業所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 事業所の所在地
 三 第一種特定化学物質の名称

（輸入の許可）

第十八条 前条第一項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を製造してはならぬ。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を製造するときは、この限りでない。（欠格条項）

（欠格条項）

2 前項の許可を受けた者でなければ、第一種特定化学物質を輸入しようとした日から二年を経過しない者は、第十七条第一項の許可を与えない。

3 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十七条第三項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

（許可の基準）

2 第二十一条 経済産業大臣は、第十七条第一項の許可の申請が次の各号に該当する者があるものに前三号のいずれかに該当する者があるものに前条第一項の許可を受けることができない者として経済産業省令で定める者

（許可の基準）

2 第二十二条 第一種特定化学物質を輸入しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を輸入しようとするときは、この限りでない。（輸入の許可）

3 第二十三条 絏済産業大臣は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めると可の申請が次の各号に適合してはならない。
 一 その許可をすることによつて当該第一種特定化学物質の製造の能力が当該第一種特定化學物質の需要に照らして過大とならないこと。
 二 製造設備が厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 三 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。

（変更の許可等）

2 第二十四条 何人も、政令で定める製品で第一種特定化学物質が使用されているもの（以下「第一種特定化学物質使用製品」という。）を輸入してはならない。

2 第二十五条 何人も、次に掲げる要件に適合するものとして第一種特定化学物質ことに政令で定められた事項を変更しようとするときは、経済産業大臣の許可を受けなければならぬ。

（使用の制限）

2 第二十六条 第一種特定化学物質を業として使用しようとする者は、事業所ごとに、あらかじめ、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を業として使用しようとするときは、この限りでない。（使用の届出）

2 第二十七条 第一種特定化学物質の名称及びその用途の申請が次の各号に適合してはならない。
 一 前項の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 事業所の所在地
 三 第一種特定化学物質の名称及びその用途の申請が次の各号に適合してはならない。
 一 前項の届出をした者（以下「届出使用者」という。）は、同項各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 二 事業所の所在地
 三 第二十九条 第十九条の規定は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る第一種特定化学物質の輸入が当該第一種特定化学物質の需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

（承継）

2 第二十九条 第十九条の規定は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請に係る第一種特定化学物質の輸入が当該第一種特定化学物質の需要を満たすため必要であると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 第三十一条 第十九条の規定は、前条第一項の許可を受けた者（以下「許可輸入者」という。）又は届出使用者について相続又は合併があつたときは、相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可製造業者、許可輸入者又は届出使用者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事實を証する書面を添えて、その旨を、許可製造業者又は許可輸入者の地位を承継した者にあつては経済産業大臣に、届出使用者の地位を承継した者にあつては主務大臣に届け出なければならない。

3 第二十二条 第二十九条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中

めの用途以外の用途に第一種特定化学物質を使用してはならない。ただし、試験研究のため第一種特定化学物質を使用するときは、この限りでない。

2 当該用途に当該第一種特定化学物質が使用されることにより当該第一種特定化学物質による環境の汚染が生じて人の健康に係る被害又は生活環境動植物の生息若しくは生育に係る被害を生ずるおそれがないこと。

3 第二十三条 第二十九条の規定は、前項の届出について準用する。この場合において、同条第三項中

に、許可製造業者若しくは許可輸入者、第一種特定化学物質等取扱事業者は第三十五条第一項の規定による届出をした者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り化学物質を収去させることができる。

3 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第三十四条に規定する者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のために必要な最小限度の分量に限り化学物質を收去させることができる。

4 前三项の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、第一項から第三項までの規定による立入検査、質問又は収去を行わせることができる。

6 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査、質問又は収去を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 機構は、前項の指示に従つて第五項に規定する立入検査、質問又は収去を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

8 第五項の規定により機構の職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

9 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四十五条 経済産業大臣は、前条第五項に規定する立入検査、質問又は収去の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(機構の収去についての審査請求)

第四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十

八号）第二十五条第二項及び第三項並びに第四十七条の規定の適用については、機構の上級行政令とみなす。

第四十七条 厚生労働大臣、経済産業大臣又は環境大臣は、この法律に基づいて化学物質の性状等に関する知見等を得た場合において、当該化学物質に関する他の法律に基づく措置に資するため、必要に応じ、当該他の法律の施行に関する事務を所掌する大臣に対し、当該知見等の内容を通知するものとする。

(要請)

第四十八条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる措置をとるべきことを、それぞれ当該各号に掲げる大臣に対して要請することができる。

一 第三十一条第一項に規定する命令 経済産業大臣

二 第三十条第二項に規定する命令 主務大臣
(手数料)

(手数料)

第五十条 経済産業大臣は、第三十三条第一項の規定による命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかるらず、聴聞を行わなければならない。

3 前項の規定により当該処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。

二 第三十条第二項の規定による命令（許可製造業者に対するものに限る。）に関しては、

三 第三十四条の規定による命令、第三十六条第一項の規定による技術上の指針の公表、同条第二項若しくは第三十八条の規定による勧告、第三十九条の規定による指導及び助言、第四十二条若しくは第四十三条第三項の規定による報告の徵収又は第四十四条第三項の規定による検査、質問若しくは収去に關しては、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及びこれらの命令、技術上の指針の公表、勧告、指導、助言、報告の徵収又は検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する大臣

不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第

2 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人に対し、その事案について証拠を

提示し、意見を述べる機会を与えることとする。

第五十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第二十六条、第二十七条第二項若しくは第三十二条第一項の規定による届出又は第三十一条第二項の規定による命令（許可製造業者によるものを除く。）、第四十三条第二項の規定による報告の徵収若しくは検査、質問若しくは収去の対象となる者の行う事業を所管する

大臣

二 第二十六条、第二十七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第二项、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二项、第二十九条第一項及び第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第五十五条 次の各号に掲げる物である化学物質についての第三条、第七条第一項、第八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第八条の二、第九条第一項、第十条第一項及び第二项、第十二条、第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項、第三十五条第一項、第三六十

条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条、第四十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二项、第二十九条第一項及び第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第二十四条第一項、第二十八条第二項、第二十九条第一項及び第三十四条の規定を、第二種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第五十六条 第二十八条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものを除く。）に関するものは、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣及び第一種特定化学物質等取扱事業者の行う事業を所管する大臣の発する命令

三 第二十八条第二項の技術上の基準（許可製造業者に係るものに限る。）に関するものは、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令

四 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第五十七条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第五十八条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第五十九条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第六十条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第六十一条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第六十二条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

第六十三条 第二十九条第一項、第三十四条第一項及び第三項並びに第四十二条の規定を、第一種特定化学物質が使用されている次の各号に掲げる物については第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を、次の各号に掲げる物の原材料としての化学物質の使用については第八条の二、第十二条、第十六条、第二十五条、第二十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条及び第四十二条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところによ

る。

二 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第一項に規定する農薬
三 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十一年法律第八百二十七号）第二条第二項に規定する普通肥料

四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第二項に規定する飼料及び同条第三項に規定する飼料添加物

五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品、同条第四項に規定する医療機器及び同条第九項に規定する再生医療等製品

（審議会の意見の聴取）
第五十六条 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものの意見を聞くものとする。

一 第二条第二項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき、第四条第一項若しくは第二項、第五条第八項又は第十四条第二項の判定に基づきその立案をしようとする場合を除く。）、又は第二条第三項、第二十四条第一項、第二十五条、第二十八条第二項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の政令の制定若しくは改正の立案をしようとするとき。

二 第二条第四項又は第五項の指定をしようとするとき（次項に規定する手続に従いその指定をしようとする場合を除く。）。
三 第四条第一項、第二項若しくは第八項、第十一条第一項、第三項若しくは第四項、第五条第二項、第三項若しくは第八項、第十三条第一項又は第十四条第二項の判定をしようとするとき。

四 第十条第二項又は第十四条第一項の指示をしようとするとき。
五 第三十五条第四項の認定をしようとするとき。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、第四条第一項若しくは第二項又は第五条第八項の規定により第三条第一項の届出に係る新規化学物質が第四条第一項第二号から第四号ま

でのいづれかに該当する旨の判定をしたときは、遅滞なく、当該化学物質について第二条第五項の指定をする必要があるかどうかについて、前項の政令で定める審議会等の意見を聞くものとする。

第八章 罰則

第五十七条 次の各号のいづれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十七条第一項の許可を受けないで第一種特定化学物質を輸入した者
二 第十八条第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者
三 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

五 第三十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者
四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して第一種特定化学物質を輸入した者
四 第三十三条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

五 第三十四条第三項の規定による命令に違反した者

三 第五十八条次の各号のいづれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して新規化学物質を製造し、又は輸入した者
二 第五十八条第一号、第二号又は第四号第六条の規定に違反した者

三 第十一条第二項又は第十四条第一項の規定による指示に違反した者

四 第三十五条第一項又は第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反して第二種特定化学物質を製造し、若しくは輸入した者又は第一種特定化学物質使用製品を輸入した者

五 第五十九条次の各号のいづれかに該当する者は、六十万円以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二条第二項、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

二 第二十六条第一項の規定に違反して製造設備の構造又は能力を変更した者

三 第三十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項（同条第三項にお

いて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者は、通商産業省令で定めるところによると、その公示の日から一月以内に、その旨に公示しなければならない。

三 第四十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第四十四条第一項から第三項までの規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第六条第一項の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

六 第八条第一項の規定による命令に違反した者

七 第九条第一項、第十三条第一項又は第三十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第十一条第一項の規定による命令に違反した者

九 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

十 第十三条第一項の規定による命令に違反した者

十一 第十四条第一項の規定による命令に違反した者

十二 第十五条第一項の規定による命令に違反した者

十三 第十六条第一項の規定による命令に違反した者

十四 第十七条第一項の規定による命令に違反した者

十五 第十八条第一項の規定による命令に違反した者

十六 第十九条第一項の規定による命令に違反した者

十七 第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

十八 第二十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

十九 第二十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

二十 第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

二十一 第二十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告をせずに、又は虚偽の報告をした者

三 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合に消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

四 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

五 通商産業大臣は、前項の申出があつた場合に消除するとともに、その旨をその申出をした者に通知しなければならない。

六 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

七 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

八 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

九 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十一 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十二 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十三 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十四 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十五 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十六 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

十七 通商産業大臣は、前項の規定による追加又は反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

表（以下「既存化学物質名簿」という。）を作成し、これをこの法律の公布の日から三月以内に公示しなければならない。

何人も、前項の規定により公示された既存化学物質名簿に關し、訂正する必要があると認めるとときは、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から一月以内に、その旨を通商産業大臣に申し出ることができる。

おいて、その申出に理由があると認めるときには、その申出に係る化学物質の名称を既存化学物質名簿に追加し、又は既存化学物質名簿から消除を行なつた既存化学物質名簿をこの法律の施行日の一月前までに公示しなければならない。

施行の日の一月前までに公示しなければならない。

（経過措置）

（第三条）

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (昭和六一年五月七日法律第四四号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成五年一月一二日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定(公布の日)</p> <p>その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)</p> <p>第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものをお除く。)又はこれらのための手続きは、この法律による改正後の関係法律の規定により規定により行われたものとみなす。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十五条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第一略</p> <p>(附則) (平成一四年七月三一日法律第九六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>第二十一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。</p> <p>第二十二条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第二十三条 新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする者は、施行日前においても、新法第三条第一項第五号の規定の例により、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けることができる。</p> <p>この場合において、当該確認を受けた者は、施行日において同号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認を受けたものとみなす。</p> <p>(準備行為)</p> <p>第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。</p> <p>第二十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてしまつた處分手続きその他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるもの、は、この附則に別段の定めがあるものを除き、当該各号に定める日から施行する。</p>

<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>附則 (平成二一年五月二〇日法律第三九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(罰則の適用に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
--

